一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第二千四百二十四号東京都市計画道路事業補助線街路第六十二号線
三　事業施行期間　自平成六年十二月二十日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百十一号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十九日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第二百九十三号東京都市計画道路事業幹線街路環状第五の一号線
三　事業施行期間　自平成十三年九月七日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百十二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十九日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第二百八十三号東京都市計画道路事業幹線街路環状第四号線及び東京都市計画道路事業幹線街路放射第二十五号線
三　事業施行期間　自平成十三年八月二十一日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十九日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第四十七号東京都市計画道路事業補助線街路第二百二十九号線
三　事業施行期間　自平成十四年二月二十五日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十九日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第四十八号東京都市計画道路事業補助線街路第百四十三号線
三　事業施行期間　自平成十四年三月二十七日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十九日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第六百四十一号東京都市計画道路事業補助線街路第百十八号線
三　事業施行期間　自平成六年三月十日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十九日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第千六百八十八号東京都市計画道路事業補助線街路第九十四号線
三　事業施行期間　自平成六年七月二十五日至平成二十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十九日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第二千五百九号東京都市計画道路事業補助線街路第百三十六号線
三　事業施行期間　自平成十二年十二月二十八日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし